

## 福井県に「労働者福祉に関する要望書」を提出

福井県労働者福祉協議会（略称：福井県労福協）は、福井県に対し「労働者福祉に関する諸制度の要望書」を、下記の日程で提出いたします。福井県民の皆様に労働者福祉事業を知っていただくため、是非とも取材等をお願い致します。

尚、知事との意見交換会は一部のみ公開とさせていただきますので、ご了承願います。

### 1. 要望書提出日等のご案内

- ◇提出日時：令和6年（2024年）2月1日（木）
- ◇知事との意見交換会時間：午前10時00分～午前10時30分
- ◇場 所：福井県庁 7階 特別会議室

### 2. 要望書提出について

福井県労働者福祉協議会は、「すべての働く人たちの幸せと豊かさを目指し、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくる」を理念とし、困窮や社会孤立をなくし「助け合い・支え合い」を社会に根付かせ、持続可能な地域共生社会を作り上げていくことを目指しています。この度、労働者自主福祉運動の推進を積極的に取り組んでいく上で、福井県労福協・労働者福祉事業団体（北陸労働金庫・こくみん共済coop（全労済）・福井県民生協等）からの要望をまとめ、福井県に提出する運びとなりましたので、要望内容をご報告させていただきます。

記

### <諸制度への要望書（項目のみ）>

（詳しい内容につきましては、別紙をご参照ください）

#### 【要望書の項目】

##### 1. 各事業団体が実施する事業関連の要請

- (1) 県内の学校現場における「防災・減災フェア」の広報活動支援
- (2) 制度融資「勤労者生活安定資金」の活用促進について
- (3) 福井県勤労者住宅資金利子補給制度の継続について
- (4) 奨学金の充実と教育ローン「奨学金借り換え専用プラン」について
- (5) 成年年齢引き下げに係る高校・大学における金融教育について
- (6) 「こころ支えるネットワーク事業」の周知と県補助事業継続について

以 上

項目の詳細については下記へお問い合わせください。

**【本件に関するお問い合わせ先】**

福井県労働者福祉協議会（略称：福井県労福協）

担当者：小林 又は 宮腰 へ

電話：0776-21-5929

Eメール：rofukukyo@sunny.ocn.ne.jp

〒918-8231

福井市問屋町1丁目35番地

令和6年2月1日

福井県知事

杉本達治様

福井県労働者福祉協議会  
会長 矢野義和

### 記

福井県におかれましては、日頃より県民のくらしの向上、福祉の充実に御尽力されていますことに対し、心から感謝を申し上げます。

また、日頃は福井県労働者福祉協議会（福井労福協）に対しまして、ご指導とご支援を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、今年1月1日の北陸地方を襲った「能登半島地震」では、多くの方が亡くなり、今なお消息不明の方、家の倒壊等で避難暮らしを強いられている現状を目の当たりにし、あまりにも悲惨で、自然の怖さを思い知りました。被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を望むところです。

労働者福祉協議会は、「安心して働き暮らせる社会の実現」、「協同組合の社会的役割の発揮」、「支え合い、助け合う地域共生の社会づくり」などを目指し、勤労者や生活者に寄り添った取り組みを、関係団体と協力をして課題に取り組んできています。

このような中、経済活動や日常の生活も少しずつ回復しつつありますが、世界情勢の変化から原油や天然ガス、穀物等の不足が改善せず、その影響から原材料価格の高騰、併せて円安にも拍車がかかり、あらゆる商品等が値上がりし、国民の生活は苦しい状況が続いています。

昨年の労働者の賃上げ率は、行政の後押しもあり例年になく高い引上げ率ではありましたが、賃金アップが物価高騰に追いついていないのが実情で、現状を改善するためには、何よりも可処分所得の向上が不可欠です。

労働者や生活者を巻き込む環境は依然として厳しい状況にありますが、労働者や生活者が安心して暮らせる社会を実現するためには、労働者自主福祉運動と行政の政策が一体となって、取り組んでいく必要があります。福井労福協・労働者福祉事業団体は、県民・労働者の生活改善に関わる内容を以下のように取り纏めました。

貴職におかれましては、是非とも取りまとめた項目が実現できますようご検討いただき、ご協力とご支援を宜しくお願い申し上げます。

## 1. 各事業団体が実施する事業関連の要請

### (1) 県内の学校現場における「防災・減災フェア」の広報活動支援

令和6年1月1日に発生した「能登半島地震」は、震度7という大きな地震となり、人命や住宅に甚大な被害を及ぼしました。近年、日本各地において台風や洪水、地震等による自然災害が多発しており、福井県内においても、福井地震や福井豪雨のような大規模な自然災害がいつ発生してもおかしくない状況であることから、日頃からの「防災・減災」の意識や、万が一被災した場合も最小限の被害とするための自然災害に対する備えの必要性については、一定程度県民の方には浸透しているものと思われ

ます。

こうした「防災・減災」の意識と備えのさらなる普及にむけて、こくみん共済 coop では福井労福協や各福祉事業団体との共催により、2018年から毎年『防災・減災フェア』を開催しています。(2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止)

また、2022年10月と2023年10月の開催においては、これまでの大人に対する情報発信だけでなく、お子さんを対象とした「防災ヒーロー入団試験」などを実施し、様々な擬似体験を通じて「防災・減災」の意識をお子さんにも学んでいただく取り組みを行っており、参加者のアンケートでは、「子どもと一緒に様々な擬似体験ができて良かった」「もっと多くの子どもが参加できるようにPRすべき」といったご意見をいただいています。

については、今後のお子さんに対する「防災・減災」の取り組みにむけて、引き続き以下の支援をお願いいたします。

- |                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①「防災・減災フェア」開催に対する引き続きの福井県の後援などの協力</li><li>②「防災・減災フェア」へのお子さんの参加者拡大にむけた、福井県教育委員会の協力による県内の小・中学校への広報活動支援</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### <参考>

能登半島地震では、珠洲市三崎町の一部地域では地震から間もなく津波に襲われ、多くの住宅が倒壊しましたが、住民は5分以内に高台に避難し、全員無事でした。その要因は、東日本大震災をきっかけに、毎年津波を想定した避難訓練を行っていたことが挙げられます。

東日本大震災での「釜石の奇跡」と呼ばれる出来事では、地震の発生後、大人がすぐに逃げない中、小・中学生が日頃の避難訓練と同様にすぐに高台へ避難し、ほとんどの子どもが津波の被害から逃れることができました。子どもが避難する姿を見て一緒に避難した大人も多かったとのこと。災害発生時に子どもが大人と一緒にいるとは限らないため、子どものうちから災害に対する備えや「防災・減災」の意識を持つておくことの必要性を痛感する事となりました。

## (2) 制度融資「勤労者生活安定資金」の活用促進について

勤労者ライフプラン資金融資制度は、「勤労者生活安定資金制度」として昭和53年の制度発足以来、県下自治体統一制度として延べ約9万2,624人・累計879億円(令和5年3月末)を勤労者の方々にご利用いただいております。

◆令和4年度新規融資：254件・2億34百万円

当制度は、福井県下すべての自治体に参加いただき、福井県をはじめとする各自治体から預託金をいただき、プロパーローンでは成しえない低金利で多目的に利用できるローンです。こういったことから、県民や勤労者の福祉向上に必要な融資制度であると考えております。

県のご協力もあり、令和5年度より融資枠の拡大(150万円から200万円)や、返済期間の変更(最長5年から7年に)などのリニューアルを行いました。その結果、制度の拡充効果により更に多くの方々に役立てられ、利用件数・金額とも、去年同期を上回る状況となっています。

令和4年度4月～12月：180件/169,860千円

令和5年度4月～12月：221件/227,080千円

前年度比 件数41件増、金額57,220千円増

しかしながら実績を見れば、まだまだ低金利である「勤労者生活安定資金」を利用する方が少ない状況です。また、この低金利商品を知らずに、金利の高いカードローンやクレジット分割払いを利用し、返済に困窮する勤労者や県民の方がおられます。

こういった方々を少しでも無くし、家計を豊かにしていただくためには、「勤労者生活安定資金」を県民・勤労者の皆さんに広める必要があります。今までも北陸労働金庫や福井労福協で周知活動を行ってきましたが、なかなか多くの方に認知いただけていません。

福井県をはじめ各自治体との提携融資制度という事が広く周知できれば、安心感を持って利用いただけるものと考えております。

そのためには「福井県の広報誌・ホームページ」等に掲載していただくことと併せて、各自治体へ周知広報活動を今以上に行って頂く事を、県から要請して戴くことを要望します。

## (3) 福井県勤労者住宅資金利子補給制度の継続について

福井県勤労者住宅資金利子補給制度は、制度発足時から県内勤労者の住宅取得促進や借入費用の負担軽減など、勤労者への支援制度として非常に大きな役割を果たしています。物価高による住宅取得価格の高騰の環境下においても、利子補給制度のメリットにより北陸労働金庫の住宅ローンは前年度を上回る水準で推移しております。この住宅ローンの増加傾向は、住宅取得によって福井県内の人口流出を防ぎ、人口減少にも役立つ施策でもあるとも考えることができます。

一方で、住宅ローンの制度構造上、制度を享受できないケースが一部見受けられます。今後さらに多くの勤労者の方に利子補給制度を享受いただくためにも、本件の見直し協議をお願いするとともに、県民や勤労者の住宅取得促進につながる利子補給制度の充実を検討いただくことを要望いたします。

(利子補給枠：利用金額年間 8 億円以内)

平成 29 年度	136 件	5 億 0,192 万円	(所得制限 350 万円)		
平成 30 年度	131 件	4 億 8,605 万円	(	)	
令和 元年度	196 件	7 億 5,098 万円	(所得制限 400 万円)	枠終了 10 月	
令和 2 年度	195 件	7 億 6,253 万円	(	)	枠終了 11 月
令和 3 年度	197 件	7 億 8,698 万円	(	)	枠終了 11 月
令和 4 年度	192 件	7 億 5,388 万円	(	)	枠終了 11 月
令和 5 年度	177 件	7 億 0,714 万円	(	)	12 月末

#### (4) 奨学金の充実と教育ローン「奨学金借り換え専用プラン」について

福井労福協の中央機関である中央労福協が、令和 4 年 9 月に日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用し、高等教育を終えた方や現在、奨学金を返済中の方 2,200 人に「奨学金制度に関するアンケート調査」を行っています。その中で「奨学金の返済で暮らしに影響することは」との問いでは、「日常的な食事で 4 割」、「医療機関の受診で 3 割」、「結婚・出産・子育て等で 3 割」の影響を受けていると回答しています。また、「教育費に対する負担感(子供のいる方対象)」という問いには、7 割強の方が「負担感がある」と答えています。更には、「教育費の将来に不安がある」と答えた方は 8 割おり、その理由として、「今の物価高騰に追い付いていない賃金のため」といった理由も回答しています。このように、「奨学金の返済が生活困窮の一因」となっており、大学進学率の上昇、学費の高騰などを要因とし、今後ますます社会問題となっていくものと推測しています。

こういった現状を考えた時に、奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減は喫緊の課題であり、国に対して給付型奨学金の更なる拡大、有利子奨学金から無利子奨学金への移行、既存返済者への負担軽減などを強く要請戴く事を要望します。

その上で、奨学金の返済困難に陥っている勤労者に対する金融支援を行う事は、協同組織としての役割と考え、労働者の福祉金融機関である北陸労働金庫は、低金利な教育ローン「奨学金借り換え専用プラン」の取り扱いを行っていますので、広く県民・勤労者の皆さんに周知戴きたく「県の広報誌・ホームページ」等に掲載し周知いただくことをお願いします。

## (5) 成年年齢引き下げに係る高校・大学における金融教育について

令和4年4月より成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、金融経験の少ない若者が消費者トラブルに遭う可能性が懸念されています。国民生活センターに寄せられた相談件数は、2021年度8,536件に対し、2022年度は9,907件と1,371件増加しています。政府は対策として、高校の授業に「資産形成」の分野の導入や、消費者ホットラインの充実等を掲げておりますが、契約に関する知識を学び、様々なルールを知ったうえで、自身で判断し、また考える力を身に付けることが大切です。

昨年7月に県立大学で連合福井の寄付講座の1コマをいただき、『奨学金と成年年齢引き下げの注意点』といった講義を行いました。講義後の学生のアンケートでは「キャッシュレス決済が増え、クレジットを使う機会が増えたが、クレジットをよく知らずに利用している」、「奨学金の説明は高校時に先生や親から聞いてはいたが、今日の講義を聴いたあとでは、話の内容の重みが違った。高校にも出前講義をしてほしい」、「成人年齢が引き下げられ、知識不足の若者がトラブルを起こしやすいので、高校、中学校で学べる機会を作ってほしい」などの意見が多数ありました。

私たち労働者福祉団体にも「資産形成」や「消費者トラブル」等に詳しい専門家もおります。こういった相談の専門家を活用いただき、高校・大学における講師の派遣や出前講座、関連DVDの視聴などで、消費者教育や金融教育を実施いただけるよう、ご支援ご協力をお願いします。

## (6) 「こころ支えるネットワーク事業」の周知と県補助事業継続について

福井県からの補助事業「働く人の心健やかサポート事業」として、当協会の「こころ支えるネットワーク事業」を実施させていただいており、多大なるご支援とご協力にお礼申し上げます。

この専用相談ダイヤルには、働く人の『こころ』の悩みに関する相談が多く寄せられています。一例として「心療内科でもらった診断書を上司に提出したら、その場で突き返された」、「職場で仲間はずれにされ、疎外感を感じている」や、「夜11時に上司から圧のある長文メールが送られてきた」といった、パワハラ的要素を含む相談があり、そのほかにも仕事と人間関係や病気など、様々な相談があります。

なかには複数回相談をしてくるリピーターも増加してきています。やはり専門的に安心して相談できる場所があることで、『こころ』が救われている方が少なくありません。

最近では「働く人の心健やかサポート事業」を知り、公立若狭高等看護学院から「精神看護学の講義（1コマ1時間30分）」の実施や県立大学では連合福井寄付講座として「メンタルヘルス対策の重要性」と題した講演を実施し、大学側からも「実例を交えた講演は、学生に理解しやすい」といった評価をいただいております。このようなことからメンタルヘルスに関する相談の重要性や相談員の存在が大切と考えております。

また、県からご支援をいただきMCS（メンタルケア・スペシャリスト）の資格を取得された方々のスキルアップを図るためのフォローアップ研修や、更には県民の方へのメンタルヘルス関係の講演会の開催なども実施しています。

今後も「働く人の心健やかサポート事業」の一環である「こころ支えるネットワーク事業」を県民の皆様に広く知っていただき、ご利用頂くためにも県の刊行物やホームページなどへの掲載、県内各所へのチラシの配架などにご協力をぜひお願いするとともに、引き続き、補助事業としての運営に対する県のご指導とご支援をお願いします。

（参考）「働く人の心健やかサポート事業」における相談件数実績

平成 28 年度	200 件	平成 29 年度	237 件	平成 30 年度	167 件
令和 元年度	210 件	令和 2 年度	241 件	令和 3 年度	323 件
令和 4 年度	397 件	令和 5 年度	226 件	（12 月末現在）	

以 上